

平成17年度 千歳市財政健全化対策

平成17年9月6日

平成17年度財政健全化対策について

- 1 頁 平成17年度から平成22年度までの予算編成に係る財源対策『平成17年度見直し版(H17.08.25)』
 - ・財政収支見直し
 - ・財源対策
- 2 頁 ・財政健全化対策後の財政収支見直し
- 3 頁 平成17年度財政健全化対策の概要
- 6 頁 使用料等受益者負担の見直し方針の概要
- 8 頁 補助金、負担金の見直し方針の概要

総務部財政課

平成17年度から平成22年度までの予算編成に係る財源対策『平成17年度見直し版(H17.08.25)』

『財政収支見通し』

(単位：千円)

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H17～H21合計	H22	H17～H22合計
1 歳入一般財源	21,696,640	21,755,621 58,981	21,764,787 9,166	21,458,842 305,945	21,140,207 318,635	107,816,097	21,233,043 92,836	129,049,140
2 歳出一般財源	22,296,640	23,008,668 712,028	23,304,817 296,149	23,107,819 196,998	23,070,545 37,274	114,788,489	23,300,588 230,043	138,089,077
3 経常的経費	18,708,638	18,914,323 205,685	19,212,754 298,431	19,064,091 148,663	18,956,487 107,604	94,856,293	19,258,251 301,764	114,114,544
4 臨時的経費	2,424,067	2,770,516 346,449	2,861,565 91,049	2,840,697 20,868	2,925,525 84,828	13,822,370	2,906,354 19,171	16,728,724
5 投資的経費 (維持補修事業等)	678,297	823,829 145,532	730,498 93,331	703,031 27,467	688,533 14,498	3,624,188	635,983 52,550	4,260,171
6 投資的経費 (政策的経費)	485,638	500,000 14,362	500,000 0	500,000 0	500,000 0	2,485,638	500,000 0	2,985,638

投資的経費(政策的経費)の一般財源は、H17年度は防衛施設調整交付金470,000千円、地方道路臨時交付金30,600千円、石油貯蔵施設立地対策等交付金12,210千円の計512,810千円を除いています(以下の年度も同様です。)

7 財源不足額(A) は不足額を示す。	600,000	1,253,047	1,540,030	1,648,977	1,930,338	6,972,392	2,067,545	9,039,937
8 財源不足累計額(B) (H17年度以降)	600,000	1,853,047	3,393,077	5,042,054	6,972,392		9,039,937	

9行目の単年度歳出削減額は、各年度の歳出等の抑制目標額を示しています。なお、平成17年度は、すでに平成16年度財政健全化対策の目標額7億円に対し、8億1千3百万円の歳出等の抑制に努めた後の当初予算額としていますので、削減額は掲載していません。

『財源対策』

9 単年度歳出削減額	0	600,000	500,000	500,000	500,000	2,100,000	0	2,100,000
10 歳出削減累計額(C) (H18年度以降)	0	600,000	1,100,000	1,600,000	2,100,000	5,400,000	2,100,000	7,500,000
11 歳出削減後の収支額(A)+(C)(E) は不足額を示す。	600,000	653,047	440,030	48,977	169,662	1,572,392	32,455	1,539,937

12 基金充当(F) (E)歳出削減後の不足額を基金で補填	600,000	653,047	440,030	48,977	169,662	1,572,392	32,455	1,539,937
13 単年度収支額(E)+(F) (F)で基金取崩又は借入後の収支額	0	0	0	0	0	0	0	0
14 基金借入等累計額	600,000	1,253,047	1,693,077	1,742,054	1,572,392		1,539,937	

『財政健全化対策後の財政収支見通し』

(単位：千円)

区 分	H17	H18	H19	H20	H21	H17～H21合計	H22	H17～H22合計
1 歳入一般財源(A)	21,696,640	21,755,621	21,764,787	21,458,842	21,140,207	107,816,097	21,233,043	129,049,140
2 歳出一般財源(B)	22,296,640	22,408,668 23,008,668 600,000	22,204,817 23,304,817 1,100,000	21,507,819 23,107,819 1,600,000	20,970,545 23,070,545 2,100,000	109,388,489 114,788,489 5,400,000	21,200,588 23,300,588 2,100,000	130,589,077 138,089,077 7,500,000
3 経常的経費	18,708,638	18,314,323 18,914,323 600,000	18,112,754 19,212,754 1,100,000	17,464,091 19,064,091 1,600,000	16,856,487 18,956,487 2,100,000	89,456,293 94,856,293 5,400,000	17,158,251 19,258,251 2,100,000	106,614,544 114,114,544 7,500,000
4 臨時的経費	2,424,067	2,770,516	2,861,565	2,840,697	2,925,525	13,822,370	2,906,354	16,728,724
5 投資的経費 (維持補修事業等)	678,297	823,829	730,498	703,031	688,533	3,624,188	635,983	4,260,171
6 投資的経費 (政策的経費)	485,638	500,000	500,000	500,000	500,000	2,485,638	500,000	2,985,638

投資的経費(政策的経費)の一般財源は、H17年度は防衛施設調整交付金470,000千円、地方道路臨時交付金30,600千円、石油貯蔵施設立地対策等交付金12,210千円の計512,810千円を除いています(以下の年度も同様です。)

7 財源不足額(A)-(B)(C) は不足額を示す。	600,000	653,047 1,253,047 600,000	440,030 1,540,030 1,100,000	48,977 1,648,977 1,600,000	169,662 1,930,338 2,100,000	1,572,392 6,972,392 5,400,000	32,455 2,067,545 2,100,000	1,539,937 9,039,937 7,500,000
8 基金充当(D) は基金からの借入れ分の返済額を示す。	600,000	653,047	440,030	48,977	169,662	1,572,392	32,455	1,539,937
9 単年度収支額(C)+(D)	0	0 600,000 600,000	0 1,100,000 1,100,000	0 1,600,000 1,600,000	0 2,100,000 2,100,000	0 5,400,000 5,400,000	0 2,100,000 2,100,000	0 7,500,000 7,500,000
10 財源不足累計額	0	0	0	0	0	0	0	0

平成 17 年度財政健全化対策の概要

平成 18 年度予算に係る財政健全化対策 623,565 千円

基本方針

- 1 重点施策の推進
- 2 新規事業の凍結（緊急性のあるものを除く。）
- 3 全事業（補助・単独）の見直し
- 4 内部管理経費の抜本的見直しによる徹底した削減
- 5 投資的経費の抑制

歳入確保に向けた取組み 190,000 千円

市税収入の確保

- ・ 納税に関する督促指導や滞納処分の強化
- ・ 固定資産税の課税客体の把握強化
- ・ 市道民税未申告者の実態調査の強化
- ・ 口座振替の促進

平成 16 年度予算からの市税確保対策の継続 20,000 千円

受益者負担の見直し 190,000 千円

- ・ 使用料等受益者負担基準による見直し 30,000 千円
- ・ 家庭ごみの有料化 160,000 千円

未利用市有地の有効利用等

- ・ 公的利用計画のない土地の早期処分
- ・ 文京住宅地、工業団地の販売促進

平成 16 年度予算からの土地売却収入確保の継続 50,000 千円

歳出削減に向けた取り組み

433,565千円

人件費等の抑制 103,565千円

- ・ 管理職手当（15%）の削減（継続）
- ・ 特殊勤務手当の見直し
- ・ 退職者不補充、組織の統廃合、派遣職員の計画的削減、再任用制度の一時凍結等の継続による職員の削減
特別職、議会議員の報酬等の引下げは平成17年度から実施しています。

裁量的経費の見直し 300,000千円

- 1 全庁的特定項目の統廃合・縮小等対象事業 30,000千円
- 2 他会計への繰出金の見直し 250,000千円
 - ・ 繰出金の項目及び算定方法の見直し
 - ・ 経営健全化の促進
 - ・ 財政援助的繰出金の見直し
- 3 全庁的特定項目以外の経費の抑制 20,000千円
 - ・ 部局別枠配分方式による経費の抑制(部局別特定項目の見直し等)
平成17年度当初予算の減少分を除く一般財源総額の範囲で編成
増加要因のうち、5,000千円以上の臨時的経費等は別途財政課でヒアリング

市民、民間企業等との連携協力

- ・ 市民との協働によるまちづくりの推進（公園の管理、公共施設の管理、学校図書ボランティア等）

公共施設の設置基準の見直し等

- ・ 公共施設の設置基準の見直しの検討（コミセン、児童センター、学校プール、公民館分館、パークゴルフ場等）
- ・ 学校空き教室の有効活用

負担金、補助金の見直し 30,000千円

- ・ 負担金、補助金の基準による見直し
- ・ 協議会等の脱会など負担金や各種団体への補助金の見直し
- ・ 外郭団体の経営改善の促進と委託料、補助金等の削減

投資的経費の抑制

- ・ 普通建設事業（ローリング事業）の総額抑制（補助・単独全事業）

平成19年度予算編成に向けた全事業の見直し方針の策定

- ・ 歳入の確保対策
- ・ 義務的経費(人件費等)の抑制策の検討
- ・ 裁量的経費(全庁的、部局別特定項目)の見直し
- ・ 投資的経費の抑制

指定管理者制度導入による抑制

- ・ 公共施設の管理に係る指定管理者制度の導入により管理運営費等の削減

その他の取組み

財政情報の積極的な公表

- ・ 広報による特集掲載
- ・ 財政課ホームページの充実



使用料等受益者負担の見直し方針の概要

見直しの範囲

使用料（主として施設使用料）及び手数料とする。

なお、手数料は、平成 11 年度に統一基準を策定し、見直しを行っているが、再度、この基準により検証する。

見直しの方針

1 平成 18 年度使用料改定の基本方針



(1) 受益者負担の原則の徹底

使用料は、公共施設等の利用者からその利用の対価として納付されるものであり、利用者の立場に立つと当然安価であるほど高い効用が得られるが、この場合、公共施設の維持管理等に要する経費は税金で賄われることとなり、市民全体の負担となる。

このため、施設を利用する者と利用しない者との「負担の公平性、公正性」を確保するため、利用者に応分の負担を求めることとする。

(2) 使用料算定方法の明確化

市民が納得し、受益者に負担を求めるために、原価のあり方や負担割合等の基本的な考え方を整理し、使用料算定の積算根拠を明確化する。

* 原価の基礎 人件費、物件費、維持補修費等

(3) 施設の性質別分類と負担割合の整理

使用料設定については施設ごとのサービスの市場性又は公共性、選択性又は必需性の程度によって、原価に対する利用者負担の程度を決定するものとする。

分かりやすく算定するため、性質別分類基準を設け、市場性と公共性を縦軸に、選択性と必需性を横軸にとり、各施設が提供するサービスを性質別に分類する（図 1 参照）。

(4) 減額、免除基準の整理、統一化

受益者負担の明確化、利用者間の公平性・公正性の観点から、減額・免除する範囲を限定する。

2 適用除外について

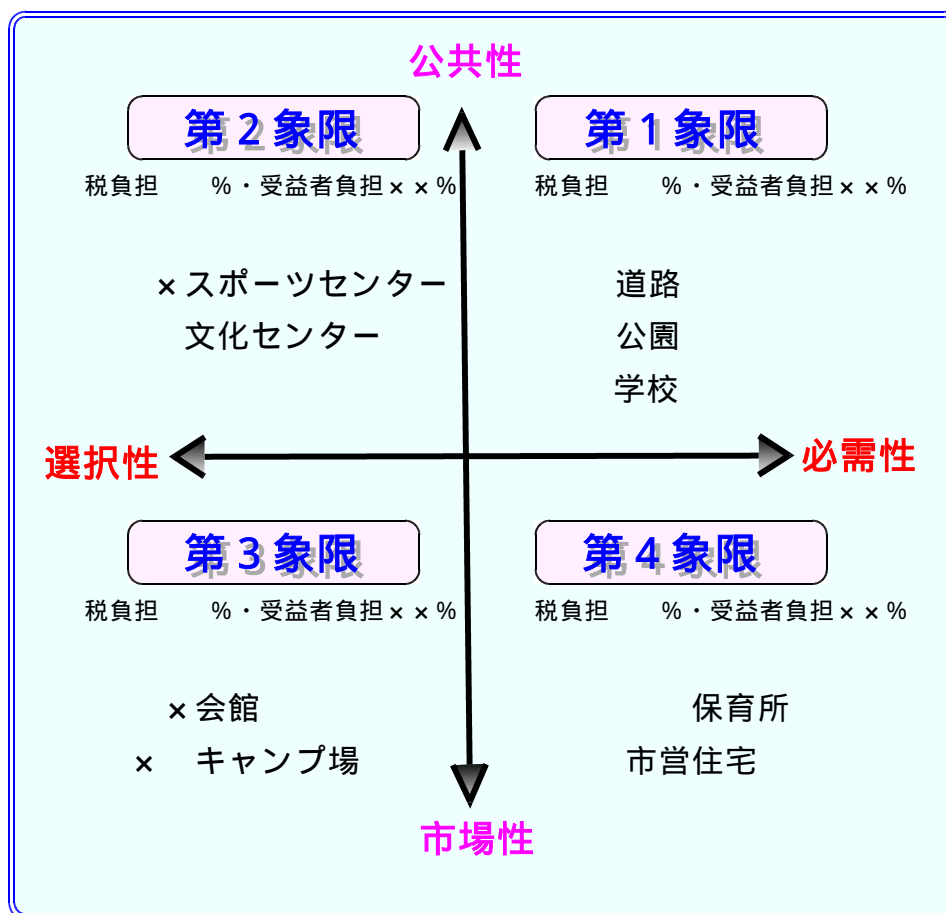
受益者負担の見直しの方針になじまない、次のような場合は、適用を除外する。

- ・法令等で使用料算定方法が定められるもの
(市営住宅使用料、保育所保護者負担金等)

3 激変緩和について

使用料算定により、利用者等への急激な負担増となる場合は、緩和措置を検討する。

図1 性質別分類の基準



補助金、負担金の見直し方針の概要

1 補助金の見直し方針

第1 現状と課題

- 1 補助の長期化による既得権化
- 2 交付団体の自立の阻害
- 3 補助金の適正な執行への見直し
- 4 補助金の交付基準の統一化

第2 見直しの重点項目

- 1 補助対象の明確化
- 2 補助率・補助単価の適正化
- 3 補助金評価シートの活用
- 4 奨励的補助のあり方
- 5 公募型補助金制度の拡充
- 6 補助金の見直し方針の公表等

第3 補助金の交付基準

- 1 補助率等
公的団体、私的団体、個人を対象とした補助率等の決定
- 2 終期
補助金評価シート等を活用した終期の設定
- 3 補助金の交付に関する基本的事項
事業の公益性
事業の効果性
団体等の適格性

4 補助金の交付に関する個別的事項

- 補助対象の明確化
- 補助率・補助単価の適正化
- 終期の設定

第4 補助金の見直し基準

1 補助金の見直しの方向性

- 継続すべきもの
- 見直しすべきもの
- 廃止すべきもの
- 減額すべきもの



第5 補助金評価シート

1 団体用、個人用の補助金評価シートの作成

2 負担金の見直し方針

第1 負担金の見直し基準

1 負担金の見直しの視点

- 公益性
- 必要性
- 効果性
- 公平性

2 負担金の見直しの方向性

- 廃止（団体から脱会する又は団体の解散を提案する）
- 減額（事業の縮小・負担割合の変更等を提案する）
- 継続（見直しは行わない）
- 統合（目的が類似しているものを整理・合理化する）

第2 負担金評価シート

1 負担金評価シートの作成

平成17年度千歳市財政健全化対策について

1 これまでの当市の財政健全化対策の取り組みについて

この財政健全化対策は、平成14年10月に策定しました「財政の現況と健全化対策」を、国の動向や地方財政の状況、社会情勢や経済推移などを勘案し、毎年度「平成 年度見直し版」として、策定しているものです。

(平成14年度財政健全化対策)

平成14年度に策定した「財政健全化対策」の経過ですが、千歳市は、平成2年度のバブル崩壊後も、人口の伸びや住宅の新設戸数の増加、進出企業などに支えられ、市の基幹的財源であります市税は、平成13年度まで右肩上がりの増加を続けながら、順調に推移してきました。

しかし、平成14年度に、この市税が景気低迷の影響などから減少に転じ、平成15年度には更に大幅な減収が見込まれるとともに、本来、地方財政の財源保障機能であるはずの地方交付税も、国税の減少からこの市税の減少に対する補てんが望めない状況となり、市民サービスへの大きな影響が懸念されましたことから、対策を講じることとしました。

平成14年度の「中期財政収支見通し」では、市税や地方交付税などの減少とともに少子高齢化の進展により医療費などの社会保障費の増加が見込まれ、平成15年度から平成19年度までの5か年で、120億円の一般財源(註1)の不足が見込まれました。

このため9月6日付けで庁内に「千歳市財政健全化対策会議」を設置し、「財政健全化対策」を策定し、この対策期間を「平成15年度から平成19年度まで」の5か年として、毎年度6億円の歳出の抑制などによって、5年間で財源不足90億円の解消と基金からの借入などにより30億円を措置することにより、歳入(1年間の収入)と歳出(1年間の支出)の収支均衡を図ることとしました。

もし、このまま、この財政健全化対策を何も講じなければ「財政破綻宣言」ともいえる「財政再建準用団体」(註2)に転落することとなり、市が独自で行っているあらゆる事業ができなくなるほか、資金の調達もできなくなるなど、市民サービスが極端に低下し、市民の皆さんに大きな影響を及ぼすこととなります。

この対策により、平成15年度予算では、歳出削減目標6億円に対し、概算要求と部局別枠配分方式を新たに取り入れ、5%のマイナスシーリング(上限)や委託料を一律10%カットとするともに、公共事業などの全般的な見直しの実施により、7億3千万円あまりの歳出削減を達成することができました。

しかし、市税、地方交付税などの予想以上の著しい落ち込みなどにより、歳入が当初見込みから更に4億8千万円減少したことから、実質的には2億5千万円程度の削減効果に留まることとなりました。

(平成15年度財政健全化対策)

このため、平成15年度の財政健全化対策の見直しでは、平成16年度から平成19年度までの4年間の歳出削減目標額を6億円から7億円に引上げ、この解消に向けた対策に修正しました。

これにより、平成16年度予算では、歳出削減目標額7億円に対し、市税の増収策や利用していない土地の売払いなどによる歳入の確保とともに、人件費の抑制、10%のマイナスシーリングやマルチメディア情報センター、福祉の店など事業の終了、投資的経費の抑制などにより11億1千万円の歳出等の抑制を図りましたが、市税の減少や国の三位一体の改革(註3)による地方交付税等の大幅な削減により、歳入総額で4億7千万円もの減収となったことから、単年度の削減効果は6億4千万円となりました。

(平成16年度財政健全化対策『財政健全化元年』)

この地方交付税の削減など地方財政の危機的な状況を踏まえまして、平成16年度には前年度の3月から中期財政収支見通しの見直しに着手し、平成16年度に実施された地方交付税の大幅な削減が、平成18年度まで継続した場合の推計を行った結果、これまで取り組んできました財政健全化対策の効果を含めても、平成17年度から平成21年度までの5か年で、更に116億円の財源不足が見込まれることとなりました。

このような背景から、財政健全化対策の期間を余儀なく、2年間延長し、単年度の削減目標額を7億円として、5年間で削減効果を105億円とし、不足する分を基金からの借入などにより11億円を措置することにより、歳入と歳出の収支均衡を図る対策に見直しを行いました。

また、この財政健全化対策の取り組みと並行し、当市をはじめ全国の都道府県や市町村では、このまま地方の固有財源である地方交付税の削減が続くと住民生活の確保が困難な事態に陥ることが明白でありますことから、地方6団体(註4)を中心に、国に対し、一方的な削減を阻止すべく、強く要請活動を展開しました。

この全国的な要請活動により、平成17年度の地方交付税は一定程度の確保が見込まれることとなり、平成17年度予算では、7億円の削減目標額に対し、8億1千万円あまりの歳出抑制等を達成することができました。

この健全化対策の内容として、歳入確保では、事業系一般廃棄物等処理手数料の見直し、パークゴルフ場使用料の有料化、キャンプ場使用料の見直し、職員駐車場の有料化などにより9千万円の増収を図り、歳出では7億2千万円の抑制策として、人件費等の抑制、市の大きな事業や助成制度、イベントなど333事業を全庁的特定項目と位置づけ、全事務事業の検証を行った結果、137事業の見直しを実施したほか、投資的経費の抑制や他会計への繰出金の削減、部局別枠配分のゼロシーリングなどを実施しました。

このうち、全庁的特定項目137事業の見直しの内容は、東京事務所、職員福利厚生会、支笏湖青少年研修センターなどを閉鎖又は廃止し、国際会議、はり・きゅうなどの助成、融雪施設設置費助成事業などを終了、高齢者バス浴場利用助成、敬老年金支給事業、よさこいソーランちとせトーナメント祭補助金、北海道スカイ&ピアフェスタちとせ開催補助金、農業振興条例助成事業などの見直しを行いました。

この平成17年度予算に向けた対策については、特に、市民生活へ影響する事業の見直しでありましたことから、庁内的にはサマーレビュー(予算編成に向けて、夏に事業の見直し検討や予算の

洗い直しを行うこと。)を実施し、理事者や部局間など庁内の議論を重ね、方針を決定し、山口市長をはじめ助役、各部長などが、コミセンなど市内9か所で、全市民の方を対象とした市民懇談会を開催し、たくさんのご意見をいただきながら、市の財政状況(台所事情)へのご理解とご協力をお願いしました。

これほどまで市全体の事業を見直したことは、はじめてのことで、実質的な「財政健全化元年」と位置づけ、この最重要課題に職員が一丸となって取り組みました。

註1(一般財源)

一般財源とは、使い途の決められていない、千歳市が自由に使えるお金をいいます。平成17年度一般会計の当初予算総額は345億円ですが、このうち一般財源は228億円あります。

この228億円の内訳は、市税で134億円、地方交付税で44億円、地方譲与税で12億円、地方消費税で10億円などとなっていて、この一般財源228億円のうち、市税と地方交付税は178億円となり、全体の8割弱を占めています。

平成17年度予算では、この一般財源の総額をもっても、1年間の支出(歳出)が賄えないので、基金(貯金)から6億円を取り崩して、収入(歳入)と支出(歳出)の均衡を図っています。

註2(赤字と財政再建準用団体)

一般会計などの官庁会計では赤字での予算編成ができないため、決算の時点で赤字が見込まれることとなったときは、決算時に翌年度の歳入を使用する繰上充用という手法により財源を補てんすることとなります。

もし、毎年赤字となって、地方公共団体の場合、全国的な歳入不足のための赤字地方債などを除き、国のように赤字国債を発行するなどの制度がないため、赤字額の累積が40億円(標準財政規模(千歳市の場合、約200億円)の20%)を超えた時点で、財政破綻的な宣言である財政再建準用団体の指定を受けることとなります。

財政再建準用団体の指定を受けると、市の仕事が全て国の支配下となり、極端に云うとえんぴつを買うにも国への協議と同意が必要となり、今までの市が独自で行っているあらゆる事業ができなくなるほか、資金の調達もできなくなるなど、市民サービスが極端に低下し、市民の皆さんに大きな影響を及ぼすこととなります。

註3(三位一体の改革)

地方が決定すべきことは、地方自らが決定するという、地方自治本来の姿の実現を目指して、

1 国庫補助負担金の改革、2 国から地方への税源移譲、3 地方交付税の見直しの「三つを同時に改革する」取り組みです。

これは、国の経済財政諮問会議で、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002(骨太の方針第二弾)として取りまとめられた方針の中で「三位一体の改革」を検討すると明記し、この実現は、平成18年度までとされ、毎年、見直しされながら、進められているものです。

註4(地方6団体)

全都道府県、市町村の首長又は議長で構成する全国的な次の組織をいいます。

全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会、全国町村議会議長会

2 平成17年度に見直した財政収支見通しについて

【1ページの説明】

平成17年度の「財政収支見通し」は、本年5月に市内の全課に対し、平成18年度から平成22年度までの歳出予算要求見込み額に係る調査を実施し、これを基に財政課において、この要求額を一定程度精査した中で、一般財源ベースでの平成18年度から平成22年度までの予算を推計し、その後、平成17年度の市税の当初調定や普通交付税の状況が確定したこと、また、今年度の国の給与改定に係る勧告が示されたことなどから、これらの要因を踏まえ、この財政健全化対策を策定したものです。

1ページ目の表は、左側に行番号として、縦に1から14まで附番し、また、上段の「区分」欄では、横に「平成17年度」から「平成22年度」までの年度を示していますので、この行番号と年度区分によりご説明します。

まず、平成17年度の欄ですが、今年度の当初予算では、1行目の『歳入一般財源』の総額216億9,664万円に対し、2行目の『歳出一般財源』総額では、222億9,664万円と、歳入と歳出の不足額は6億円（7行目）となりました。

この不足分については、12行目の基金充当（貯金の取崩し）として、財政調整基金3億円の取り崩しと、土地開発基金（本来、別の目的で積み立てている貯金のため借入して、返済しなければならない貯金）から3億円の借入により予算編成を行いました。

これは、昨年度の財政健全化対策を作った時点では、平成17年度予算では、当初14億円あまりの一般財源の不足が予定されていましたが、前述しました平成16年度の財政健全化対策に取り組んだ結果、8億円あまりの歳出等の抑制の達成により、不足額を6億円までに縮小することができました。

次に、平成18年度欄ですが、平成18年度予算において、1行目の『歳入一般財源』総額は、217億5,500万円あまりとなり、欄内の下段の小さな数字は前年度増減額を示していますが、本年度より5,898万1千円の増加を見込んでおります。

一方、2行目の歳出『一般財源』総額では、本年度に比べ7億1,202万8千円が増加する見込みとなり、歳入と歳出を差引きますと、本年度より更に6億5千万円あまり財源不足が増加することとなり、最終的に7行目の12億5,304万7千円の財源不足が生じる見込みとなっています。

(歳入)

平成18年度予算の歳入が増加する理由としては、本年6月21日の国の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」、いわゆる「骨太方針2005」で、平成18年度の地方財源は一定程度確保するとの方針が示されましたことと、今年度の地方交付税のうち普通交付税が7月に確定し、今年度予算を上回ったことなどから、本年度と同程度の財源確保がなされるものと見込んだものです。

なお、平成18年度からは、三位一体の改革の最終年度として、所得税から市民税への税源移譲が予定されていますが、その詳細が、現段階では示されていないことと、国の負担金、補助金の一般財源化(国の補助金などを止めて、地方交付税や市税などの一般財源に移行すること。)のメニューが確定していないことなどから、この収支の見込みの中では、現在の制度が継続することを前提として推計しています。

(歳出)

また、平成18年度の歳出の増加理由としては、国民健康保険、介護保険や老人保健特別会計への繰入金(特別会計のうち一般会計が市税などで負担するお金をいいます。)で2億4千万円の増、公共施設の維持補修費などで1億円の増、進出企業等に対する工業等振興補助金(新たに千歳市に来られた企業に対する固定資産税相当分の助成や雇用が増加することによる助成金)で1億円の増、市民文化センターのリニューアルオープンで運営費9千万円の増などのほか、職員退職手当基金(市職員の退職手当の支給が多額となったときに補うための貯金)への積立として、新たに1億円を、見込んだことによるものです。

なお、6行目の政策的な投資的経費については、昨年度の財政健全化対策で決めた一般財源5億円を固定して、推計しています。

(財源不足)

これらの状況から平成18年度予算に係る歳入歳出総額では12億円余りの財源不足が見込まれる状況となっています。

3 平成18年度から平成21年度までの財源対策について

(平成18年度から平成21年度までの財政健全化対策)

この平成18年度予算に対する対策として、後ほどご説明します財政健全化対策により、9行目の6億円の歳出の抑制などに努めることとしていますが、11行目「なお不足する額」6億5,304万7千円があるため、12行目で基金から同額の6億5千万円あまりを充当しようとするものです。

平成19年度についても、同様に7行目ですが、15億円あまりの財源不足となり、平成20年度では、16億円の不足、平成21年度では19億円、更に平成22年度では、20億円に達する見通しとなっています。

この推計の中では、本年5月18日に財務省が示した「今後の地方財政改革」において、臨時財政対策債(地方交付税の財源(国税:所得税、法人税、消費税、酒税、たばこ税のそれぞれの3割程度)が不足するため、平成13年度から地方債を発行して補っている借金)に相当する国の借入分(国でも市の借入と同額を国債として発行し借金している。)2兆1,641億円を削減するとの方針により、平成19年度から平成21年度までの3か年でこの相当分の減少を見込んで推計しています。

この地方交付税の削減は、地方交付税総額20兆円の約1割に相当し、これに財務省は地方の借入であります臨時財政対策債の削減についても言及していますので、この市で借りている臨時財政対策債分が更に加わりますと、現行制度での財政運営は困難な事態となるほどの収支不足に陥ることとなります。

この結果、右の欄から3番目の財政健全化対策期間であります「平成17年度から平成21年度までの合計」の7行目ですが、財源不足額が69億7,239万2千円となりますことから、この対策として、平成18年度は6億円、平成19年度から平成21年度までの3年間は5億円の歳出を削減することとしています。

この一般財源の抑制により、10行目の歳出削減累計額ですが、この削減効果は54億円となり、11行目の「なお不足する額」15億7,239万2千円については、12行目の基金充当で同額を借入などにより穴埋めし、歳入（収入）と歳出（支出）を合わせることにしています。

（平成16年度見直し版と平成17年度見直し版の比較）

昨年度策定いたしました「財政健全化対策の平成16年度見直し版」と、対策期間の平成17年度から平成21年度までの財政収支見通しの総額で比較しますと、歳入では平成16年度見直し版の1,065億円に対し、今回の見直し版では1,078億円となり、13億円の増加となっています。

これは、平成16年度見直し版では臨時財政対策債を含む地方交付税が、国の三位一体の改革により平成16年度に1割を超える大幅な削減が実施され、国の改革の中では、この削減を平成18年度まで進めるとの方針が示されていたので、これにより推計を行いました。

しかし、平成17年度の予算に向け地方6団体の削減阻止に向けた要請活動などにより、平成17年度、平成18年度は一定程度の地方財源が確保される見通しとなったことと、今年度予算の一般財源化の影響などから、今回の収支見通しでは13億円の歳入が増となったものです。

また、歳出では、平成16年度見直し版1,181億円に対し、今回の平成17年度見直し版では1,148億円となり、33億円の減となりました。

これは、平成17年度予算での削減目標7億円に対し、8億1千万円の歳出抑制などに努めたことから、目標を1億円上回り、この効果は、5年間で40億円以上の効果となりました。

特に、性質別で分析しますと、扶助費で20億円、人件費でも退職者不補充、特別職、議会議員等の給与の引下げをはじめ、今年的人事院勧告も含めると16億円の削減効果が生じています。

なお、平成16年度見直し版では、対策期間中の5年間は職員退職手当基金への積立を見込んでいませんでしたが、平成17年度見直し版では平成19年度からの本格的な団塊の世代に対する退職手当の支給に対応するため、平成18年度から毎年1億円の積立を見込み、その他には、国の補助金などの一般財源化で1億6千万円が平成17年度から増となったことなどから、これら大きな増減要素だけを加味しても、50億円程度の削減効果が生じています。

この結果、平成16年度見直し版では平成17年度から平成21年度までの5年間で、不足する一般財源の額116億円は、70億円まで圧縮され、46億円の収支不足が解消されました。

【2ページの説明】

次に、2ページですが、この表は、今ご説明しました平成18年度に6億円、平成19年度から22年度までは、毎年度5億円の歳出一般財源を削減した場合、その影響額を具体的に「どうなるのか。」を反映させた表となっています。

これを見ていただくと、財政健全化対策どおり経費の節約などができれば、平成21年度欄の7行目ですが、1億6,966万2千円の黒字となり、基金から借りたお金をこの黒字分だけ返しても、収支のバランスがとれることとなります。

4 平成17年度財政健全化対策の概要について

【3ページの説明】

このような財政状況を踏まえまして、市の助役を委員長とする庁内の「財政健全化対策会議」などの審議を経まして、平成18年度予算編成に向けての財政健全化対策についての方針を決定しました。

なお、これらの各種対策については、今後、職員労働組合をはじめ、関係する団体等と協議が行われるもので、ここに掲げています各数値については、目標額としてご理解をいただきたいと思えます。

まず、平成18年度予算編成では、基金6億5千万円を充当しても、なお不足する額6億円に対処するため、平成18年度予算において、この財政健全化対策を講ずることにより、削減を想定している金額ですが、6億2,356万5千円を確保しようとするものです。

財政健全化対策を推進するにあたっての基本方針

- 1 重点施策の推進
- 2 新規事業の凍結（緊急性のあるものを除く。）
- 3 全事業（補助・単独）の見直し
- 4 内部管理経費の抜本的見直しによる徹底した削減
- 5 投資的経費の抑制

の5点を掲げます。

歳入確保に向けた取組み 1億9,000万円

- 1 **市税収入の確保**で、今年度対策としての金額は掲げていませんが、平成16年度予算からの継続対策として、納税に関する督促指導や滞納処分の強化を図るほか、固定資産税の課税客体の把握強化や市道民税未申告者の実態調査の強化、口座振替の促進を図ることとしています。
- 2 **受益者負担の見直しで1億9,000万円**を想定しています。
これは、後ほどご説明します使用料等受益者負担の見直しにより30,000千円と、家庭ごみの有料化により1億6,000万円を想定しています。
- 3 **未利用市有地の有効利用等**ですが、これは、平成16年度予算から財政健全化対策に織り込んでいます市有地の土地の売り払いによる収入で5,000万円を、引き続き、実施することとしています。

【4 ページの説明】

歳出削減に向けた取組み 全体で4億3,356万5千円の歳出削減

人件費等の抑制により1億356万5千円の削減を想定し、内訳は、昨年度の財政健全化対策に引き続き、管理職手当の一律15%削減の実施、また、特殊勤務手当の見直しと、退職者不補充のほか、組織の統廃合、派遣職員の計画的削減、再任用制度の一時凍結等の継続により、職員の削減を図ることとしています。

裁量的経費の見直しにより3億円の削減を想定しています。

まず、1点目は、昨年度に引き続き「全庁的特定項目の見直し」で3,000万円

2点目としては、他会計への繰出金の見直しで2億5,000万円

3点目として部局別枠配分方式により全庁的特定項目以外の経費の見直しで2,000万円を抑制することとしています。

市民、民間企業等との連携協力

公共施設の設置基準について、継続して、見直しに努めることとしています。

負担金、補助金の見直しで3,000万円を想定していますが、これも後ほどご説明します。

投資的経費の抑制ですが、補助・単独全事業に係る普通建設事業の総額を抑制し、一般財源の充当額を5億円としています。

【5 ページの説明】

平成19年度予算編成に向けた全事業の見直し方針を平成18年度中に策定し、歳入の確保対策のほか、人件費等の義務的経費の抑制策や裁量的経費の見直し、投資的経費の抑制について、検討を進めることとしています。

指定管理者制度導入(註5)による抑制ですが、平成18年度から実施します公共施設の管理に係る指定管理者制度の導入により管理運営費等の削減を図ることとしています。

その他の取組みとして、財政情報の積極的な公表として、広報による特集掲載やホームページの充実などにより、市民の方へ財政に関する情報を積極的に提供していきます。

註5（指定管理者制度）

指定管理者制度は、地方自治法の改正により地方自治体の公の施設の管理に関する制度が改正され、創設された制度です。

この改正により、公の施設の管理運営に民間の活力を積極的に導入していくことが可能となりました。

（詳しくは...）

「指定管理者制度」は、平成15年9月2日、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号。以下「改正法」という。）が施行され、公の施設の管理に関するこれまでの「管理委託制度」が改正されたことによって、新たに創設された制度です。

これまでの管理委託制度のもとでは、地方自治体が公の施設の管理を委託できるのは、改正前の地方自治法に

より、公共団体（市町村や土地改良区など）、公共的団体（生協、農協、自治会など）及び自治体が出資する第三セクターなどに限定されていました。

また、管理受託者は、委託契約に基づき具体的な管理の事務や業務を執行することができますが、管理の権限と責任は引き続き設置者である地方公共団体が有するものであり、施設の使用許可など処分に該当する業務は委託できないこととされていました。

一方、指定管理者制度のもとでは、地方自治体が指定した「指定管理者」に、使用許可を含む施設の管理を行わせることができます（ただし、使用料の強制徴収や不服申立に対する決定など、法令上、地方公共団体あるいは長に専属的に付与された行政処分は行えません。）

従前の管理委託制度とは異なり、地方公共団体は管理権限の行使自体を自ら行いませんが、指定管理者の管理権限の行使について、設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示を行い、指示に従わない場合には指定の取消等を行うことができる制度です。

また、指定管理者の範囲については法律上特段の制約がないことから、民間企業やNPOなどを含む法人その他の団体が、議会の議決を経て指定管理者として公の施設の管理を行うことも可能となります。

5 使用料等受益者負担の見直し方針について

【6ページの説明】

使用料等受益者負担の見直しの範囲は、全ての使用料及び手数料を対象として、適正な利用者負担のあり方について整理するものです。

手数料については、平成11年度に統一基準を策定し見直しを行っていただきますので、再度、各所管課において料金を検証することとしています。

2 見直しの方針

1 平成18年度使用料改定の基本方針

(1) **受益者負担の原則の徹底**ですが、公共施設を維持管理、また運営していくためには、そのための費用が必要となります。

使用料は、公共施設等の利用者からその利用の対価として納付されるもので、利用者の立場に立ちますと当然、利用する料金が安いほど高い満足感が得られますが、使用料として回収できない維持管理等に要する経費は、税金で賄われることとなり、利用者しない人を含む市民全体が負担することとなります。

このため、施設の利用する人と利用しない人との「負担の公平性、公正性」の確保を、主たる目的として、利用する人に応分の負担を求めることとします。

(2) **使用料の算定方法の明確化**ですが、積算根拠を明確化し、原価のあり方や負担割合等の基本的な考え方を整理し、利用者である受益者がわかりやすものとするため、原価の基礎を、人件費、物件費、維持補修費等とします。

(3) **施設の性質別分類と負担割合の整理**についてですが、公共施設は多種多様にわたり、一律一律な負担を求めると反対に公平性が保てなくなることとなります。

このため、各施設を、7項の図1のように、施設ごとのサービスの市場性又は公共性、選択制又は必需性の程度に分類し、原価に対する利用者の負担の程度を決定することといたします。

(4) **減額、免除基準の整理、統一化**ですが、これまで、現行の減額、免除規定により、各種団体活動の支援、促進や施設の利用促進などに一定の成果を上げてきました。

しかしながら、一方では利用者層は固定化し、利用者と非利用者との間で不均衡が生じるという問題も生じてきています。

このため、受益者負担を明確化し、利用者間の公平性・公正性を確保するため、また市全体の均衡を充分検討した上で、減額や免除する範囲は、政策的、特例的に真にやむを得ないものに限定することとします。

【7ページの説明】

2 適用除外について

使用料の見直しは、全ての使用料を対象としますが、市営住宅使用料、保育所等の保護者負担金などのように「法令等で使用料算定方法が定められるもの」などについては、基準になじまないものとして、適用を除外することとします。

3 激変緩和について

使用料算定により、利用者が急激な負担増とならないための激変緩和などの措置を検討しています。

6 **補助金、負担金の見直し方針について**

【8ページの説明】

これまでの補助金の見直しについては、数次にわたる行政改革において、シーリング方式（上限を決めて、それ以内にする方式）により実施してきた経過はありますが、抜本的な見直しについては、着手することなく、今日に至っています。

また、これまでの補助金は、それぞれ一件審査などにより、支給の決定をしてきたケースも多々ありましたが、これからは補助金の透明性、公平性を一層高めるためのシステムが必要と考え、さらに、新たな視点で今日必要とされる補助金は何かを検証するための、基準をこのたび策定することとしました。

各補助金の助成については、それぞれ様々な経過があって決定していますが、前例、慣例にこだわることなく、見直しを図りたいと考えています。

1 **補助金の見直し方針**

第1 現状と課題

補助金の交付は、行政全般にわたり補完的な役割を果たし、あるいは、市民活動の活性化を通じて市政の発展に寄与してきたものであり、市の施策を展開する中で、長い間重要な役割を担ってきたものですが、次のような弊害が見受けられます。

1 補助の長期化による既得権化

一旦、補助をはじめると一定の額の補助が長期化することが多く、全体の公平性が失われるとともに、社会情勢が変化してもなかなか見直せないものとなっている。

2 交付団体の自立の阻害

交付される団体も補助金への依存心を強め、自らの手で運営を行う姿勢が希薄になりがちとなっている。

3 補助金の適正な執行への見直し

補助金を交付する行政側においても、交付することで目的が達せられたとして、補助金の使途について真に目的にかなっているかどうか十分な検証の実施や、具体的な効果が上がっているかなどを明確にする手法が整っていない。

4 補助金の交付基準の統一化

補助金を交付する明確な判断や補助率を定めた統一的な基準がなく、説明責任を果たすことが難しい状況にある。

第2 見直しの重点項目

1 補助対象の明確化

補助金の交付にあたっては、補助対象経費を明確にし、使途の透明性を図ります。

2 補助率・補助単価の適正化

補助対象の範囲及び内容に対する補助の程度を補助率、補助単価等の数値基準をもって明確にします。

3 補助金評価シートの活用

補助金の交付対象事業の公益性や事業効果等を検証するため、「補助金評価シート」を活用し、各チェック項目の充足度評価を毎年度実施します。

4 奨励的補助のあり方

個人に対する奨励的補助については、主に生活環境の向上を目指すための動機付けとなるよう、一つのきっかけを生み出す手段でありますことから、終期を設定し、補助します。

5 公募型補助金制度の拡充

市民活動団体やボランティア団体の活動への助成は、市民と行政がまちづくりを協働で推進していく上で必要であり、この施策の推進を図るため、市では、公募型補助金制度である「みんなで、ひと・まちづくり事業補助金」として導入してきましたが、補助金枠を拡大するなど、この施策の推進を図ります。

6 補助金の見直し方針の公表

補助金を交付する目的や効果などのほか、補助金を見直しする必要性や理由などを明確にし、補助金制度のあり方を広く市民に公表し、理解を求めます。

第3 補助金の交付基準

1 補助率等

交付対象を公的団体、私的団体、個人とし、国、道補助を伴う補助金と、市単独補助金に区分し、それぞれ補助対象経費の範囲内において補助率を定めることとします。

2 終期

基本的には「補助金評価シート」を活用し、各補助金の終期を判断したいと考えています。

3 補助金の交付に関する基本的事項

事業の公益性

補助金の支出根拠は、地方自治法第232条の2に「公益上必要がある場合」と定められており、補助金の交付が客観的にみて公益上必要であること。

事業の効果性

補助金の交付に対して効果が認められること。

事業活動の目的・視点・内容などが社会、経済情勢に合致していること。

団体等の適格性

団体等の会計処理及び使途が適切であること。

団体等の決算における繰越金又は剰余金が、補助金の額を超えていないこと。

団体構成員から会費を徴収するなど自主財源の確保に努めていること。

などを基本的な要件とします。

【9ページの説明】

4 補助金の交付に関する個別的事項

補助対象の明確化

団体に対する運営費補助の対象となる経費を、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等のほか、社会通念上、公金として賄うことがふさわしくないものを除いた、運営に必要な一般管理費的な経費とします。

また、事業費補助の対象とする経費は、会議費、報償費、視察旅費、消耗品費等の事業の実施に必要な経費とします。

補助率・補助単価の適正化

補助対象の範囲及び内容に対する補助の程度を補助率、補助単価等の数値基準をもって明確にし、補助金の交付額を決定します。

終期の設定

奨励的補助金の恒常化などを避けるため、補助期間の終期を定めることにより、補助金の実効性を確保します。

第4 補助金の見直し基準

1 補助金の見直しの方向性

継続すべきもの

法令等により市が補助することが義務付けられているものなど

見直しすべきもの

類似目的の補助金があるものなど

廃止すべきもの

施策の浸透、普及等により、補助目的が達成されたものなど

減額すべきもの

団体等の決算における繰越金又は剰余金が、補助金の額を超えているもの

団体の運営経費のうち、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等へ支出しているもの

これらの内容を確認するために「補助金評価シート」を活用し、判断したいと考えています。

2 負担金の見直し方針

現在、市では各種施策を円滑に推進するにあたり、地方公共団体が構成又は加入している各種協議会等から多くの情報を収集し、様々な課題等の解決を図っています。

また、この各種協議会等はそれぞれ設立目的を持っており、その目的を達成するため加入者からの負担金を財源の一部として運営されている状況にあります。

各種協議会等の加入、脱会については、毎年度の予算編成方針により見直しすることとしていますが、見直しにあたっては明確な基準もなく今日に至っています。

このため、活動状況や行政効果、経費負担のあり方等を検証するための基準を策定するとともに、構成機関と十分協議を行いながら見直しすることとします。

第1 負担金の見直し基準

1 負担金の見直しの視点

公益性 負担する目的に「公益性」が認められるものなのか。

必要性 市政運営に直接関わりがあり、負担する「必要性」があるものなのか。

効果性 負担目的に照らして、「効果」が上がっているものなのか。

公平性 多くの市民に社会的利益が還元されるなど「公平性」が維持されているものなのか。

などを検証しながら、

2 負担金の見直しの方向性

廃止（団体から脱会する又は団体の解散を提案する。）

減額（事業の縮小・負担割合の変更等を提案する。）

継続（見直しは行わない。）

統合（目的が類似しているものを整理・合理化する。）

とするのか「負担金評価シート」を活用し、判断したいと考えています。

（おわりに）

財政の健全性を確保するため、今後もさらに、より簡素で効率的な行政運営に努めなければならないと考えておりますが、市民の皆さまにも一定の負担をお願いしなければならないものもあり、将来にわたって持続可能な財政構造を構築するため、ともに課題を共有し、この難局を乗り越えていくことが重要と考えておりますので、市民の方々のご理解とご協力をお願いするものであります。

ご意見・ご提案などにつきましては、下記までお寄せください。

千歳市総務部財政課財政係 0123(24)3131 内線228

メールアドレス：zaisei@city.chitose.hokkaido.jp